

山口県開発審査会条例

昭和45年3月27日山口県条例第6号
改正 昭和60年3月26日山口県条例第1号
改正 平成30年10月16日山口県条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第8項の規定に基づき、山口県開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
2 会議の議長は、会長をもって充てる。
3 会議は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する委員)のほか、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 審査会に、幹事若干人を置く。
2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
3 幹事は、会長の命を受けて審査会の事務に従事する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、土木建築部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和60年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附則(平成30年条例第44号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。